

共和町宮丘地区・泊村堀株地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針

北海道水資源の保全に関する条例(平成 24 年北海道条例第 9 号。以下「条例」という。)第 17 条第 4 項の規定に基づき、共和町宮丘地区・泊村堀株地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針を次のとおり定める。

1 指定の区域

名称	指定の区域
共和町宮丘地区・泊村堀株地区水資源保全地域	岩内郡共和町梨野舞納 323 番地、348 番地、369 番地、1774 番地、1775 番地 1、 宮丘 1 番地 5 から 7 まで、1 番地 17、1 番地 24、1 番地 31、1 番地 36 から 38 まで、1 番地 40 から 41 まで、3 番地 5 から 11 まで、3 番地 13 から 15 まで、3 番地 17、3 番地 19 から 24 まで、4 番地 6 から 9 まで、5 番地 6 から 7 まで、5 番地 25 から 27 まで、5 番地 40、6 番地 50、7 番地 15 から 17 まで、8 番地 2、9 番地 1 から 3 まで、10 番地 14、11 番地、12 番地 8 から 9 まで、13 番地 1 から 7 まで、14 番地 11 から 12 まで、14 番地 32 から 34 まで、15 番地、16 番地 1 から 2 まで、16 番地 7 から 9 まで、17 番地、19 番地 1、19 番地 3 から 4 まで、20 番地 6 から 7 まで、23 番地 12 から 14 まで、23 番地 16 から 20 まで、23 番地 22 から 24 まで、34 番地 1 から 2 まで、34 番地 4、40 番地 1 から 8 まで、41 番地、41 番地 5 から 12 まで、42 番地 1 から 6 まで、45 番地 1 から 5 まで、45 番地 8 から 23 まで、51 番地 1 から 9 まで、51 番地 12、51 番地 14、51 番地 16、51 番地 18、51 番地 20 から 22 まで、52 番地 1 から 14 まで、52 番地 16 から 17 まで、54 番地 1、56 番地 1 から 2 まで、56 番地 4 から 6 まで、56 番地 11 から 26 まで、56 番地 28 から 30 まで、56 番地 32、56 番地 36 から 40 まで、56 番地 59 から 63 まで、56 番地 67、56 番地 73 から 75 まで、56 番地 82、56 番地 86、56 番地 88 から 91 まで、57 番地 1 から 2 まで、57 番地 6 から 7 まで、57 番地 9、57 番地 12 から 13 まで、57 番地 19 から 20 まで、57 番地 32、57 番地 42、57 番地 44、57 番地 53 から 54 まで、57 番地 57 から 59 まで、63 番地 2、63 番地 7 から 8 まで、67 番地 1 から 3 まで、67 番地 6 から 13 まで、68 番地 1 から 13 まで、75 番地 1、75 番地 3、75 番地 5、91 番地 1 から 20 まで、91 番地 22、91 番地 24 から 29 まで、94 番地、129 番地 1 から 3 まで、142 番地 1 から 2 まで、143 番地、168 番地 1 から 12 まで、168 番地 14 から 20 まで、168 番地 22 から 30 まで、168 番地 32 から 35 まで、168 番地 37 から 43 まで、168 番地 46、168 番地 52 から 54 まで、168 番地 56、168 番地 60 から 61 まで、169 番地 1 から 2 まで、169 番地 4、169 番地 7、169 番地 10 から 11 まで、169 番地 14 から 17 まで、169 番地 26、169 番地 35、169 番地 48 から 49 まで、169 番地 51 から 52 まで、169 番地 55、169 番地 59 から 61 まで、169 番地 63、169 番地 65 から 69 まで、169 番地 73、169 番地 75 から 76 まで、169 番地 82、169 番地 85 から 87 まで、169 番地 89 から 95 まで、177 番地、178 番地 1 から 3 まで、179 番地、180 番地、181 番地 1 から 2 まで、184 番地 2 から 4 まで、184 番地 6 から 9 まで、184 番地 11 から 12 まで、184 番地 15 から 18 ま

名称	指定の区域
	<p>で、184 番地 20 から 38 まで、184 番地 40 から 46 まで、184 番地 48 から 53 まで、184 番地 55 から 57 まで、184 番地 59 から 61 まで、184 番地 63 から 64 まで、184 番地 69 から 70 まで、184 番地 72、184 番地 75、184 番地 77、184 番地 79、184 番地 81、184 番地 83、184 番地 85 から 102 まで、185 番地 1 から 9 まで、185 番地 11 から 13 まで、185 番地 20 から 25 まで、210 番地 1 から 5 まで、211 番地 1 から 16 まで、212 番地 1 から 5 まで、213 番地 1、215 番地 1 から 7 まで、215 番地 9 から 14 まで、216 番地 1 から 2 まで、216 番地 4 から 5 まで、216 番地 7 から 9 まで、217 番地 1 から 2 まで、218 番地 1 から 2 まで、261 番地 1 から 5 まで、261 番地 11 から 20 まで、262 番地 1 から 3 まで、265 番地 1 から 6 まで、266 番地、267 番地 1 から 2 まで、268 番地 1 から 2 まで、272 番地、273 番地 1 から 2 まで、274 番地、322 番地、327 番地 1 から 4 まで、329 番地 1 から 2 まで、330 番地 1 から 2 まで、331 番地 1 から 2 まで、332 番地、391 番地、406 番地、417 番地 1 から 6 まで、417 番地 8、417 番地 13 から 15 まで、417 番地 17 から 26 まで、417 番地 28、417 番地 30、417 番地 35 から 36 まで、449 番地 1 から 2 まで、468 番地 1 から 2 まで、515 番地 1 から 2 まで、516 番地 1 から 2 まで、571 番地、573 番地、636 番地、668 番地、676 番地、686 番地 1 から 4 まで、728 番地 1 から 3 まで、728 番地 5 から 10 まで、734 番地 1 から 4 まで、753 番地 1、753 番地 4、828 番地、830 番地 1、830 番地 3、865 番地、866 番地、867 番地 1 から 2 まで、868 番地 1 から 3 まで、879 番地、880 番地、881 番地、882 番地 1 から 2 まで、883 番地 1 から 2 まで、884 番地 1 から 2 まで、885 番地 1 から 10 まで、886 番地 1 から 8 まで、887 番地 1 から 8 まで、891 番地 1、899 番地、904 番地 1 から 3 まで、907 番地 1 から 2 まで、912 番地、913 番地、923 番地 1 から 4 まで、924 番地 1 から 7 まで、924 番地 9 から 12 まで、925 番地 1 から 6 まで、926 番地 1 から 2 まで、926 番地 5、931 番地 1 から 3 まで、945 番地 1 から 5 まで、950 番地、952 番地、957 番地 1 から 6 まで、958 番地、959 番地、966 番地 1 から 2 まで、983 番地 1 から 2 まで、984 番地 1 から 9 まで、985 番地、986 番地、1000 番地 1 から 3 まで、1041 番地 1 から 2 まで、1042 番地 1 から 3 まで、1052 番地 1 から 28 まで、1053 番地 1 から 2 まで、1054 番地、1055 番地 1 から 2 まで、1056 番地 1 から 3 まで、1057 番地 1 から 2 まで、1057 番地 4 から 5 まで、1057 番地 7 から 8 まで、1058 番地 1 から 2 まで、1059 番地 1 から 2 まで、1066 番地、1067 番地、1068 番地 1 から 2 まで、1069 番地、1070 番地、1087 番地 1、1087 番地 3、1109 番地 1 から 2 まで、1131 番地 1 から 2 まで、1132 番地、1133 番地、1133 番地 2、1134 番地、1138 番地、1168 番地、1169 番地、1170 番地、1219 番地、1262 番地、1263 番地、1264 番地 1 から 2 まで、1275 番地 1 から 4 まで、1276 番地 1、1277 番地 1、1277 番地 4、1278 番地 1、1278 番地 3 から 4 まで、1279 番地、1280 番地 1 から 2 まで、1281 番地、1283 番地、1284 番地、1285 番地、1295 番地、1308 番地 1 から 4 まで、1309 番地 1 から 10 まで、1310 番地 1 から 3 まで、1311 番地 1、1314 番地 1 から 4 まで、1315 番地 1 から 5 まで、1317 番地、1327 番地 2 から 3 まで、1327 番地 5、1345 番地 1 から 2 まで、1400 番地 1、1400 番地 3 から 7 まで、1400 番地</p>

名称	指定の区域
	<p>10 から 15 まで、1400 番地 21 から 33 まで、1400 番地 35、1401 番地、1402 番地、1403 番地 1 から 2 まで、1404 番地、1407 番地、1408 番地 1 から 2 まで、1432 番地、1434 番地、1435 番地 1、1436 番地、1440 番地 1、1440 番地 3、1440 番地 5 から 6 まで、1440 番地 8 から 12 まで、1440 番地 18 から 19 まで、1440 番地 22 から 28 まで、1440 番地 34、1442 番地 1 から 3 まで、1443 番地 1、1447 番地、1449 番地、1450 番地、1453 番地、1455 番地 1、1456 番地 1 から 2 まで、1457 番地 1 から 3 まで、1458 番地 1、1477 番地、1478 番地、1479 番地、1480 番地、1481 番地、1482 番地、1483 番地 1 から 2 まで、1484 番地、1485 番地、1486 番地、1487 番地、1488 番地、1489 番地、1490 番地、1491 番地、1492 番地、1493 番地、1494 番地、1495 番地、1496 番地、1497 番地、1498 番地、1500 番地、1501 番地、1502 番地、1503 番地、1504 番地 1 から 3 まで、1505 番地、1506 番地、1507 番地、1508 番地、1509 番地、1510 番地、1511 番地、1512 番地、1513 番地、1514 番地、1515 番地、1516 番地、1517 番地 1 から 3 まで、1518 番地 1 から 3 まで、1519 番地、1520 番地、1521 番地、1522 番地、1523 番地、1524 番地、1525 番地、1526 番地、1527 番地、1528 番地、1529 番地、1530 番地、1531 番地、1532 番地、1533 番地、1534 番地、1535 番地、1548 番地、1594 番地、1599 番地、1806 番地、1812 番地、1813 番地 1 から 2 まで、1814 番地、1815 番地、1817 番地、1818 番地、1819 番地、1820 番地 1 から 2 まで、1821 番地、1822 番地、1823 番地、1824 番地、1825 番地 1 から 2 まで、1826 番地、1828 番地、1829 番地、1830 番地、1831 番地、1832 番地、1833 番地、1834 番地、1835 番地、1836 番地、1837 番地、1838 番地、1839 番地、1840 番地、1841 番地、1842 番地、1843 番地、1844 番地、1845 番地、1846 番地、1847 番地、1848 番地、1849 番地、1850 番地、1851 番地、1852 番地、1853 番地、1854 番地、1855 番地、1856 番地、1857 番地、1858 番地、1859 番地、1862 番地 1 から 3 まで、1863 番地 1 から 5 まで、1864 番地 1 から 5 まで、1865 番地、1866 番地、1867 番地 1 から 3 まで、1868 番地 1 から 3 まで、1869 番地、1870 番地、1871 番地、1872 番地、1873 番地、1874 番地、1875 番地、1876 番地、1879 番地、1885 番地、1892 番地、1894 番地、1895 番地、1933 番地、1934 番地、1935 番地、1937 番地</p> <p>古宇郡泊村大字堀株村字シマムナイ 1 番地 8、1 番地 18、1 番地 30、230 番地、</p> <p>字古川 45 番地 1 から 2 まで、46 番地、48 番地 1 から 2 まで、50 番地、103 番地 1 から 4 まで、108 番地 1 から 2 まで、108 番地 5、</p> <p>字山ノ上 2 番地 3、2 番地 7、3 番地 2、3 番地 13、4 番地 15、4 番地 18、4 番地 22 から 23 まで、4 番地 25、5 番地 7 から 8 まで、5 番地 10、5 番地 12、6 番地、8 番地 1 から 3 まで、8 番地 6、8 番地 11、8 番地 13 から 15 まで、17 番地 1、23 番地 8、28 番地 1 から 8 まで、39 番地 5、40 番地 4、124 番地、127 番地、129 番地 1、133 番地、159 番地、163 番地 2、193 番地 1 から 6 まで、193 番地 58、200 番地 1、203 番地、205 番地、210 番地 1 から 3 まで、217 番地 2 から 4 まで、217 番地 8 から 14 まで、231 番地 1 から 3 まで、231 番地 5 から 10 まで、232 番地、237 番地、238 番地 1、522 番地、523 番地、525 番地、527 番地 1、599 番地、602 番地 1、603 番地、604 番地 1、</p>

名称	指定の区域
	字渋井 2 番地 1、 字渋井東 2 番地 2、 字小萩野 1 番地、1 番地 3、596 番地 1 から 2 まで、597 番地、598 番地、 字狸の澤 576 番地、577 番地、 字狸沢 51 番地 1、51 番地 5 から 10 まで、53 番地 1 から 2 まで、 字中ノ沢 623 番地 1 から 2 まで、623 番地 4 から 5 まで、632 番地 1 から 4 まで、633 番地 1 から 2 まで、634 番地、635 番地 1 から 5 まで、635 番地 8、655 番地 2、658 番地 1、659 番地 4 から 6 まで、674 番地 2、730 番地、771 番地、772 番地、786 番地、791 番地 1 から 2 まで、992 番地、993 番地、994 番地、995 番地、996 番地、997 番地 1、 字東山ノ上 527 番地 2、 字北山ノ上 44 番地 1、109 番地、111 番地 2 から 4 まで、115 番地、 字堀株東山ノ上 528 番地、529 番地、530 番地、533 番地、547 番地、550 番地 ※共和町宮丘地区・泊村堀株地区水資源保全地域区域図に示すとおり

## 2 地域別指針

### (1) 指定の区域に関する基本的事項

対象区域	当該区域は、地下水から原水を取り入れていることから、地下水を取り入れる共和町簡易水道宮丘水源地の取水施設が設置されている地点から一定距離の区域とした。
面積	3,473,068 m <sup>2</sup>
区域設定の考え方	当該区域の取水地点から半径 1 km の範囲を基本として、地番単位の区域で国有地を除き水資源保全地域とした。
対象区域の状況	<p>対象区域は、国土利用計画法に基づく北海道土地利用基本計画において農業地域及び森林地域に区分されているほか、森林法に基づく共和町森林整備計画及び泊村森林整備計画において水源涵養林（一部、水資源保全ゾーン）に指定される森林、土砂崩壊防備保安林が所在し、また、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域が所在する区域である。</p> <p>さらに、共和町簡易水道宮丘水源地の取水施設（給水人口：1,113 人、給水量：377 m<sup>3</sup>/日）の周辺区域であることから、水量や水質への悪影響がないよう、適正な土地利用の確保を図る必要がある。</p>

### (2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要が

あると認められる区域であり、その土地利用については、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、その保全を図る必要があることから、共和町宮丘地区・泊村堀株地区水資源保全地域内の土地所有者等は、別表に掲げる法令をはじめとした土地利用に関する法令に基づき必要な手続等を行うとともに、次の事項に配慮し土地利用を行うものとする。

ア 水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること。

イ 水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努めること。

ウ 周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努めること。

#### 別表

要件	必要な手続等		根拠法令等
土地取引行為を行う場合	事前届出	土地に関する権利を有している者は、契約の3月前に、その旨知事に届け出ること。	北海道水資源の保全に関する条例
一定面積以上の土地取引行為を行う場合	事後届出	10,000㎡以上の土地の場合、土地取得者（買主等）は、契約締結後の2週間以内に、共和町又は泊村を經由して、知事に届け出ること。	国土利用計画法
新たに民有林の土地の所有者となった場合	事後届出	新たに民有林の土地の所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に、共和町長又は泊村長に届け出ること（国土利用計画法による届出をした場合は、届出不要）。	森林法
農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合	許可	農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合は、売主（貸主等）と買主（借主等）が連署で共和町農業委員会に申請を行い、許可を受けること。	農地法

要件	必要な手続等		根拠法令等
農地を転用等する場合	許可	農地を転用する場合及び農地又は採草放牧地を転用するため所有権、賃借権等の権利を設定又は移転する場合は、共和町農業委員会の許可（農地が4haを超える場合は知事の許可）を受けること。	農地法
国内非居住者が不動産を取得する場合	事後届出	国内に居住していない者が不動産を取得する場合は、居住の用に供するためのものなどを除き、20日以内に財務大臣に届け出ること。	外国為替及び外国貿易法
土地利用を行う場合	北海道土地利用基本計画に沿った土地利用を行うこと。	北海道土地利用基本計画の土地利用基本計画図により地域設定された「農業地域」は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、土地利用については、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、農用地区域において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するなど、同計画に基づいた土地利用を行うこと。	国土利用計画法
		北海道土地利用基本計画の土地利用基本計画図により地域設定された「森林地域」は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、土地利用については、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようその整備及び保全するなど、同計画に基づいた土地利用を行うこと。	
建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合	許可	都市計画区域外であることから、1ha以上の建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合、知事の許可（開発許可）を受けること。	都市計画法
開発許可を受けた土地において、予定建築物以外の建築物等の新築等、建築物の改築、用途を変更する場合	許可	開発許可を受けた土地において、予定建築物以外の建築物等の新築等、建築物の改築、用途を変更する場合、知事の許可（建築等の制限解除）を受けること。用途地域等が定められているときは不要。	都市計画法

要件	必要な手続等		根拠法令等
一定規模を超える建築物等の建設、開発行為等の行為を行う場合	事前届出	北海道景観計画に基づき、一定の規模を越える建築物・工作物の新築・増改築、開発行為等を行う場合、着手の30日前までに知事に届け出ること。	景観法
屋外広告物を掲出する場合	許可	屋外広告物の許可地域に指定されている地域があることから、区域内で、屋外広告物を掲出する場合は、知事又は共和町長の許可を受けること。	北海道屋外広告物条例
森林の施業等を行う場合	市町村森林整備計画に沿った森林施業等を行うこと。	森林施業及び保護を行う場合は、共和町森林整備計画又は泊村森林整備計画において、水源涵養林（一部、水資源保全ゾーン）にゾーニングされていることから、市町村整備計画におけるゾーニングに即した施業等に努めること。	森林法
民有林の立木の伐採等を行う場合	事前届出	民有林の立木を伐採しようとする場合は、伐採を始める90日から30日前までに、伐採及び伐採後の造林の方法等を共和町長又は泊村長に届け出ること。また、届出に基づき伐採及び造林が完了した日からそれぞれ30日以内に共和町長又は泊村長に森林の状況報告書を提出すること。	森林法
森林経営計画の対象となる森林について、計画に定められている立木の伐採等を行う場合	事後届出（計画は事前に記載）	一定の要件を満たすものとして共和町長又は泊村長等の認定を受けた森林経営計画の対象となる森林について、当該計画に定められている立木の伐採等をした場合は、終了後30日以内に共和町長又は泊村長等に届け出ること。	森林法
保安林の立木の伐採等を行う場合	許可等	土砂崩壊防備保安林に指定された区域があることから、保安林の立木の伐採等を行う場合は、知事の許可等を受けること。	森林法
一定規模を超える森林の開発行為を行う場合	許可	地域森林計画の対象となっている民有林において1ha（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha）を超えて開発（土地の形質を変更する行為）する場合は、知事の許可を受けること。	森林法

要件	必要な手続等		根拠法令等
農用地区域内の開発行為を行う場合	許可	農業振興地域の農用地区域に指定されている区域があることから、区域内で土地の形質変更や工作物の設置等をする場合は、共和町長の許可を受けること。	農業振興地域の整備に関する法律
一定の規模以上の土地の形質の変更を行う場合	事前届出	3,000 m <sup>2</sup> 以上（現に有害物質使用特定施設を設置している土地にあつては 900 m <sup>2</sup> 以上）の土地の形質を変える行為を行う場合は、着手予定日の30日前までに、知事に届け出ること。	土壌汚染対策法
特定の開発行為を行う場合	許可	1ha 以上の1団の土地について行われるスキー場・キャンプ場・乗馬場・射撃場・アーチェリー場・車両競争場の建設、これらの施設を2以上有する施設の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取を行う場合は、知事の許可を受けること。	北海道自然環境等保全条例
専用水道の設置等を行う場合	事前確認	100 人を超える者に水を供給する、又は一日最大給水量が 20 立方メートルを超える自家用水道等を設置する場合などは、工事着手前に知事の確認を受けること。	水道法
専用水道の設置等を行う場合	事後届出	既にある水道施設について、居住者の増加に伴い、水の供給が 100 人を超える場合は、知事に届け出ること。	水道法
自家用工業用水道の布設を行う場合	事後届出	給水量が一日当たり 5 千立方メートル以上の自家用工業用水道を布設した場合は、給水開始後すぐに経済産業大臣に届け出ること。	工業用水道事業法
汚水又は廃液を排出する施設を設置する場合	事前届出	汚水又は廃液を排出する施設（特定施設）を設置する場合は、工事に着手する 60 日前までに知事に届け出ること。	水質汚濁防止法
下水道法による特定施設を設置する場合	事前届出	人の健康や生活環境に悪い影響を与える物質を排出するおそれのある施設として法令に定める特定施設の設置等を行う場合は、着工の 60 日前までに、共和町長又は泊村長に届け出ること。	下水道法
廃棄物処理施設を設置する場合	許可	廃棄物処理施設を設置又は変更する場合は、知事の許可を受けること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律



要件	必要な手続等		根拠法令等
廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置する場合	事業計画書の提出	廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置又は変更する場合は、水道水源となる原水に影響を与えるおそれがないよう配慮等し、知事の求める事業計画書を提出すること。	北海道循環型社会形成の推進に関する条例
周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合	事前届出 事前協議	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合は、着工の60日前までに北海道教育委員会に届け出ること。 また、事業地内に包蔵地がある、隣接する、所在する可能性がある場合、総工事面積が1ha以上の場合は、開発事業等の計画策定時に包蔵地の有無等を地元教育委員会に照会の上、必要に応じ北海道教育委員会に協議すること。	文化財保護法
特定工場を設置等する場合	事前届出	敷地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上又は建築面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上の特定工場（製造業、電気・ガス・熱供給業者）を設置、変更等を行う場合は、工事等の開始の90日前までに、共和町長又は泊村長に届け出ること。	工場立地法
鉱物を採掘する場合	認可	鉱物資源の採掘を行う場合は、鉱業権の設定を受けた後、鉱業実施の基本計画となる施業案を定め北海道経済産業局長の認可を受けること。	鉱業法
鉱物を探査する場合	許可	地震探鉱法による鉱物の探査を行う場合は、北海道経済産業局長の許可を受けること。	鉱業法
砂利を採取する場合	認可	砂利の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事又は河川管理者の認可を受けること。	砂利採取法
岩石を採取する場合	認可	岩石の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事の認可を受けること。	採石法
河川の流水や敷地の利用を行う場合	許可、届出	河川の流水・土地の占用、土石等の採取、河川敷地内での工作物の新築等、土地の掘削・盛土、竹木の流送、汚物の洗浄、土石のたい積などを行う場合は河川管理者の許可を受けること。また、1日一定量以上の汚水を河川に排出する場合は、河川管理者に届け出ること。	河川法及び河川法施行条例並びに普通河川管理条例

要件	必要な手続等		根拠法令等
温泉の採取等を行う場合	許可	温泉を湧出させる目的の土地の掘削、温泉の採取、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合は、知事の許可を受けること。	温泉法
ホテル、旅館などの経営を行う場合	許可、届出	ホテルや旅館などの旅館業の経営を行う場合は、知事の許可を受けること。また、施設等の変更や廃止を行う場合は届け出ること。	旅館業法
ゴルフ場の開発を行う場合	事前協議	ゴルフ場の開発については、知事に事前に協議すること。	ゴルフ場開発の規制に関する要綱

※本表は、根拠法令等の改正等があった場合は随時更新するものとする。